

はじめに

本市では、「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、子育ての喜びが実感できるまち」を基本目標として、ひとり親家庭の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するため、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、母子自立支援員による相談機能の充実、母子家庭等就業・自立支援センター事業等、ひとり親家庭への支援を進めてまいりました。



しかしながら、近年の経済情勢の悪化にともない、母子家庭や寡婦、父子家庭、いわゆるひとり親家庭をとりまく環境は、一段と厳しい状況にあります。ひとり親家庭では、子育てと生計を一人で担うことになり、経済面、生活面、心理面での負担も大きく、そのことが子どもの生活環境を変化させることになり、子どもの成長に対する影響が懸念されます。

本年スタートする、まちづくり計画「東大阪市第二次総合計画 後期基本計画」では、部門別計画の中で、ひとり親家庭における子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、家庭での養育を支えるサービスの提供や、母親の就業支援などに取り組み、経済的にも自立し、安定した生活を送れるよう施策に取り組んでいくことを掲げております。

この総合計画に基づき、「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」において「就業の支援」「子育てや生活面の支援」「養育費確保の促進」「経済的な支援」「相談機能や情報提供の充実」「母子寡婦福祉団体等との連携強化」の6つの施策の方向を柱に、施策の内容を充実させ、関係機関と連携を図りながら、総合的にひとり親家庭に対する施策を推進してまいります。

結びに本計画の策定にあたり、アンケート等にご協力賜りました多くの市民の皆様や関係機関、団体の方々並びに「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」の委員の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年3月

東大阪市長 野田 義和

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画策定の体制.....	4
第2章 ひとり親家庭の現状と課題.....	7
1. 統計からみるひとり親家庭の現状.....	8
2. 前期計画に基づく事業の実績及び評価.....	11
3. ひとり親家庭を取り巻く現状と課題.....	14
第3章 計画の基本目標	21
1. 基本理念.....	22
2. 基本目標.....	22
3. 基本的な姿勢.....	22
4. 施策の基本的な方向.....	24
5. 施策の実施に向けた視点.....	26
第4章 具体的な自立支援プログラム.....	27
1. 施策の体系.....	28
2. 具体的施策の方向.....	30
第5章 計画の推進に向けて.....	43
1. 関係部局との連携.....	44
2. 関係機関・団体等との連携.....	44
3. 計画の普及、啓発活動.....	44
4. 計画の進行管理.....	44
5. 計画の効果的な運用方法.....	44
資料編	45
ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査結果	46
グループインタビュー・ヒアリング調査結果	79
東大阪市社会福祉審議会条例	82
東大阪市社会福祉審議会規則	84
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会設置要綱	86
東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿	88
東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会 委員名簿	88
計画策定経緯	89
用語解説	90



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

母子家庭や寡婦、父子家庭の、いわゆるひとり親家庭を取り巻く環境は、近年の経済情勢の悪化にともない、従来にも増して厳しい状況下にあります。ひとり親家庭では、子育てと生計を母又は父が一人で担うことになり、様々な困難に直面することが多く、子どもの成長に対する影響が懸念されます。ひとり親家庭が増えている中で、子どものしあわせを考え、ひとり親家庭の自立の促進を図りながら、子どもたちの健全な成長を確保することが重要な課題となっています。

このようなひとり親家庭の状況に対応するため、国においては、平成14年に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表し、これを受けて「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成15年に施行されました。この内容は、子どものしあわせを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いたもので、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を重視しようとするものです。

これを受け本市では、近年のひとり親家庭の増加や地域の実情を踏まえ、平成18年3月に「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。この計画に基づき、母子自立支援員による相談機能の充実、母子家庭等就業・自立支援センター事業など、ひとり親家庭への支援を進めってきたところです。

また国では、平成20年度には、対象期間を平成20年度以降5年間とした新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められました。この新たな基本方針は、これまでの総合的な自立支援施策の推進を引き継ぎつつ、特に就業支援や相談機能(養育費の取り決め等)を強化することとしています。

第一次の計画期間が平成22年度に終了するにあたり、本市では、市内におけるひとり親家庭の現状と課題を把握するため、「ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査」、グループインタビュー、ヒアリング調査、パブリックコメントを実施するとともに、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」及び「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」を合同で開催し、第一次計画の評価を重ねてまいりました。これらを踏まえ、これからもひとり親家庭の自立支援を的確に、総合的に推進していくために「第二次東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」を策定いたしました。

2. 計画の位置づけ

- (1)この計画は、東大阪市におけるひとり親家庭の自立支援を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。
- (2)この計画は、「母子及び寡婦福祉法」第12条に規定する「母子家庭及び寡婦自立促進計画」として本市の地域の実情を反映させ策定したものです。
- (3)この計画は「東大阪市第2次総合計画後期基本計画」を実現するための分野別計画のひとつであり、「東大阪市次世代育成支援行動計画(後期)～東大阪子育ち・子育てスクラム 21～」、「東大阪市第3期地域福祉計画」、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画」などの各計画と整合性を図りながら策定したものです。今後、計画の推進にあたっても、これらの関連計画との連携を図って推進していきます。

3. 計画の対象

この計画の対象は、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭の親子、寡婦)とします。

母子家庭:配偶者のいない母が20歳未満の子どもを扶養している家庭

父子家庭:配偶者のいない父が20歳未満の子どもを扶養している家庭

寡 婦:子どもが20歳に到達した母子家庭の母

4. 計画の期間

この計画は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5年間の計画です。

5. 計画策定の体制

(1) 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会による審議

計画策定にあたって、計画内容を検討し幅広い意見を求めるために、「東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」と公募市民を含む関係者で構成する「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画懇話会」において、合同で審議を行いました。

(2) ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査の実施

本市のひとり親家庭に対する支援策の方向性を導き出す基礎資料とするため、母子家庭・父子家庭・寡婦の生活実態やニーズを把握するアンケート調査を実施しました。

①調査の方法

	母子家庭	父子家庭	寡婦
調査数	2,000 件	500 件	500 件
抽出方法	児童扶養手当 受給資格者より抽出	住民基本台帳、 外国人登録台帳より抽出	東大阪市母子寡婦 福祉会会員より抽出
調査方法	郵送による配布、回収		
調査時期	平成 22 年9月～10 月		

②回収状況

	母子家庭	父子家庭	寡婦
配布数	2,000	500	500
回収数	1,143		431
無効票	2		0
有効回収数	1,052	89	431
有効回収率	52.6%	17.8%	86.2%

③調査の主な内容

- ・回答者の属性
- ・就労状況について
- ・子育てについて
- ・生活全般について
- ・現在の不安や悩みごとについて
- ・行政の支援策について
- ・自由意見

(3) グループインタビュー、ヒアリング調査の実施

量的調査では捉えられない個別の様々な困難な状況を明らかにし、きめ細かな自立支援策の立案に反映させるために、母子家庭の母親のグループインタビュー並びに本市母子自立支援員を対象としたヒアリング調査を実施しました。

①実施時期

平成 22 年 10 月～11 月

②グループインタビュー、ヒアリング調査の実施対象

- ・母子家庭の母親
- ・若年層の母子家庭の母親
- ・母子自立支援員

③グループインタビュー、ヒアリング調査の主な内容

■母子家庭の母親

- ・経済的な困難さ
- ・生活自立の困難さ
- ・就業状況
- ・仕事と家庭の両立の困難さ
- ・ひとり親家庭を取り巻く社会の状況
- ・支援への要望
- ・相談窓口の利用について

■若年層の母子家庭の母親

- ・経済的な困難さ
- ・生活自立の困難さ
- ・就業状況
- ・仕事と家庭の両立の困難さ
- ・ひとり親家庭を取り巻く社会の状況
- ・支援への要望
- ・相談窓口の利用について

■母子自立支援員

- ・相談内容について
- ・ひとり親家庭の親の就業状況について
- ・相談を通して見えてくるひとり親家庭のおかれている状況について
- ・ひとり親家庭が必要としている自立支援について

(4) パブリックコメントの実施

計画の策定に係る情報を市民に提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるため、平成 22 年 12 月 20 日から平成 23 年 1 月 14 日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

